

《研究ノート》

# 選好順序と貨幣の機能

—交換媒体としての基準通貨の確立—

深 浦 厚 之

## Abstract

This paper has shown that it is possible to consider the functions of *Tokusei-rei* and *Erizeni-rei* by relying solely on the preference ordering for consumption. This is the main reason why a medium of exchange (fiat money) has been consistently sought throughout history. The order of preferences is a fundamental human nature psychologically and economically in any era, purely independent from the historical period. Then, we can compactly understand the significance of *Muromachi* period's events, such as, the *Tokusei-rei* and *Erizeni-rei*, as the economic policy. The selection of the exchange medium is motivated only by a simple economic rationality, not by the historical context.

**Keywords:** preference ordering / function of money / *Tokusei-rei* and *Erizeni-rei*

## 1 はじめに

いったん成立した交換が事後的に解消されることがある。この交換に貨幣が寄与していたとすれば、貨幣の機能が失われたために交換が解消されたと

考えることができる。よって、失われた機能を特定できれば、交換を成立させる貨幣機能がどのような態様であったのかを知ることができるだろう。ただ、今日、交換が解消されるのはクーリングオフなど特殊なケースに限定されるが、中世の日本では徳政令という形で事例を見出すことができる。

徳政令はしばしば債務破棄（借金の棒引き）と説明されるが、元来は統治者の徳を具現化するための政治的手法であり、皇位継承や元号変更など社会が新たな局面に移行するときには、その社会のあるべき理想的な状態に戻る・再生するという思想に拠っていた。統治者による恩恵の付与である徳政令が、その後、経済行為に関する被統治者層から統治者に向けた要求の手段へと真逆に変質していった。その背後には室町時代中期の市場経済の発展が認められるが、それにもかかわらず市場取引を否定するような徳政令が頻発し、貨幣経済の浸透と貨幣機能の否定が同時に生じていた。はたして徳政令の背後で貨幣はどのような役割を演じていたのだろうか<sup>1</sup>。

深浦（2022）は当面の議論を以下のように整理した。交換が解消とは、交換後の均衡点が交換前の均衡点へ回帰することだから比較静学によってその過程を記述できる。そして選好順序が事後的に辞書式順序に変化し市場論理を超越する統治の論理（鎌倉幕府の御家人制度）が強く作用する場合（永仁徳政令（1298年）と、交換前後で無差別曲線の形状が変化する（＝順序の完備性は維持される）場合（正長土一揆に伴う徳政令（1428年）等）に類別できるが、いずれも選好の順序関係という共通の枠組みで解釈できることを示した。

本稿では財についての選好順序と、それが貨幣の利用にどのように関わるのかをさらに詳しく検討するものである。

---

1 脇田（1985）は中世の徳政令の論理と現代の市場経済の論理との相違を強調する。つまり伝統的な共有の論理と、商品経済の展開の中で芽生えた私有の論理との齟齬に直面した際、共有性論理を守るための措置として徳政令を位置づけた。

## 2 選好順序と幣制の関係

貨幣の交換媒体機能が財と貨幣、貨幣と財の交換の際に顕在化するから、貨幣と財についても何らかの選好順序が成立するはずである。実際、貨幣を手放してある財を入手しようとするのはその財が貨幣よりも強く選好されるからに他ならない。

3人の個人（個人1，個人2，個人3）からなり、それぞれ異なる財（ $a, b, c$ ）を初期保有する経済を考えよう。ただし、初期保有財は最終的に需要する財（所望財）ではなく、所望財を入手するために手放してもよいと考える財（忌避財）とする。個人1が忌避財である財 $b$ を初期保有し、財 $a$ を所望するとき、その選好関係（ $>$ ）を

$$(a) > b$$

と書く。ここで括弧は現在所有していないことを表す。個人2，3についても同様に、 $(b) > c$ ， $(c) > a$ ，と書く。ここで交換の成立を以下のように定義する。

定義1（交換の成立）：交換の成立とは、すべての個人が忌避財を手放し所望財を入手した状態である。

3人が物々交換によって所望財を入手できるかどうかを考えよう。まず以下の補助定理を立てておく。

補助定理：一人が物々交換によって所望財を入手できるためには、残りの二人の所望財と忌避財について欲望の二重の一致が成立しなければならない。

補助定理の証明：個人1は個人3から所望財 $a$ を入手するために提供できる

のは忌避財  $b$  のみである。個人 3 が財  $b$  を受け取った時、個人 1 は  $a > (b)$  となる。同様に、個人 3 は個人 2 から所望財  $c$  を入手するために提供できるのは財  $b$  のみであるが、個人 3 にそれを可能にするのは財  $b$  と財  $c$  に関する選好関係が  $(c) > b$  であるときのみである（逆の場合、個人 3 は財  $b$  を手放さない）。個人 2 は  $(b) > c$  だからこの交換に応じることができる。つまり、個人 2 と個人 3 の間で欲望の二重の一致が確立されている。よって  $a > (b)$ ,  $b > (c)$ ,  $c > (a)$  となり定義 1 から交換が成立する。証明終わり。

補助定理から直ちに次の定理を得る。

定理 1：3 人の経済において物々交換によって各人が所望財を手に入れるには、3 財をそれぞれ所有する個人間ですべての財の組み合わせについて欲望の二重の一致が必要である。

定理 1 の証明：個人 1 については補助定理の通り。同様に、個人 2 が所望財  $b$  を手に入れるためにまず個人 1 と交換すれば、次いで個人 1 と個人 3 の間で財  $a$  と財  $c$  について欲望の二重の一致が必要。同様に個人 3 が所望財  $c$  を入手するには個人 2 と個人 3 の間で財  $a$  と財  $b$  について欲望の二重の一致が必要。結局、すべての財の組み合わせについて欲望の二重の一致が必要である。証明終わり。

定理 1 は物々交換成立のための周知の条件である欲望の二重の一致の意味を財の選好関係との文脈で記述しなおしたものである。従って、ここから欲望の二重の一致を回避するための工夫としての貨幣の導入が想起されてくる。この点に議論を進めよう。

この経済に導入される貨幣は既存の財と独立に想定される貨幣であり、不

換貨幣をイメージすればよい。まず不換貨幣を次のように定義する<sup>2</sup>。

定義 2 (不換貨幣)：不換貨幣とは、各個人の所望財よりも選好されず、忌避財よりも選考される貨幣財である。これを  $M$  とすれば、 $(a) > M > b$ 、 $(b) > M > c$ 、 $(c) > M > a$  が成り立つ。

周知のようにある开区間  $(x, y)$  においてはいて  $m \in (x, y)$  となるように新たな点  $m$  を定めることができる ( $m$  の近傍が开区間に含まれる)。つまり  $M$  は 2 財とは独立の貨幣財であり、既存の財と直接的な関係を持たないという意味でこれを不換貨幣と呼ぶことができる。これを踏まえると次の定理 2 を得る。

定理 2：不換貨幣を用いると交換が成立する。

定理 2 の証明：当初、個人 1 だけが  $M$  を保有しているとする。個人 1 は個人 3 に対して  $M$  を手放して所望財  $a$  を得、個人 3 は忌避財  $a$  を手放し  $M$  を得る。この結果、個人 1 は  $a > (M) > b$ 、個人 3 は  $(c) > M > (a)$  となる。次に個人 3 は個人 2 に対して、 $M$  を手放して所望財  $c$  を得、個人 2 は忌避財  $c$  を手放し  $M$  を得る。この結果、個人 3 は  $c > (M) > (a)$ 、個人 2 は  $(b) > M > (c)$  となる。最後に、個人 2 は個人 1 に対して  $M$  を手放して所望財  $b$  を得、個人 1 は忌避  $b$  を手放し  $M$  を得る。この結果、個人 2 は  $b > (M) > (c)$ 、個人 1 は  $a > M > (b)$  となる。3 人の最終的な財保有状況はそれぞれ  $a > M$ 、 $b > (M)$ 、 $c > (M)$  となり、定義により交換が成立している。証明終わり。

このとき、不換貨幣：個人 1 → 個人 3 → 個人 2 → 個人 1、財  $a$ ：個人 3 →

---

2 通常、財と独立の通貨は不換紙幣と呼ばれる。本稿では財との関係性のみを注目しその表象の物理的特性は捨象するので、混乱を避けるため以下の議論を通して不換貨幣との表記に統一する。後述の兌換貨幣も同様。

個人1, 財 $b$ : 個人1→個人2, 財 $c$ : 個人2→個人3, と移動している。不換貨幣が当初の所有者に還流すること, 財は忌避財として所有する個人から所望財として所有する個人に移動していることに注意しよう。

このように不換貨幣の機能(=交換媒体機能)をすべての個人が認知すれば, 不換貨幣が忌避財よりも強く選好される可能性があり, 逆に, そのときのみ財と不換貨幣の選好関係(定義2)が維持される。換言すれば欲望の二重の一致に顧慮することなく交換を成立させることが可能になる。

さらに次の系を確立することができる。

(定義2および) 定理2の系: 不換貨幣 $M$ が個人によってもっとも忌避されるとき, また, 不換貨幣 $M$ が個人によってもっとも所望されるときは交換媒体として機能しない。

もっとも忌避されるときは誰も受け取らず, もっとも選好されるときは誰も手放そうとはしない。いずれにしても交換は物々交換に回帰するため欲望の二重の一致を担保するために資源の投入が必要となる。その結果, 定義2を満たす代替的な交換媒体として不換貨幣が機能する余地が生じるのである。

次に兌換貨幣の下で上記の議論がどのように変わるのかを確認しよう<sup>3</sup>。

定義2 (兌換貨幣): 財 $a$ について $a \leq M_a$ あるいは $a \geq M_a$ が成立するとき,  $M_a$ を $a$ 兌換貨幣, そうした幣制を $a$ 本位制と呼び,  $M_a$ の所有者は随意に $M_a$ と $a$ を交換できる。

兌換貨幣の下での交換について次の定理が得られる。

---

3 注2参照のこと。

定理 3 : 少なくとも一人の所望財を本位財とする兌換貨幣の下では交換が成立しないことがある。

定理 3 の証明 :  $c$  本位制とする。このとき三者は  $(a) > Mc > b$ ,  $(b) > (Mc) \geq c$ ,  $(c) \geq (Mc) > a$ , という状況にある。ここで個人 1 は個人 3 に  $Mc$  を提供して所望財  $a$  を得る。その後、個人 3 が所望財  $c$  を入手する際に次の三つの経路が起こりうる。

> 経路 1  $Mc$  を個人 2 に手渡し、個人 2 の忌避財である  $c$  を入手する。

個人 2 は  $Mc$  を個人 1 に手渡せば所望財  $b$  を入手できる。つまり兌換貨幣よりも本位財を強く選好する個人 3 を含め誰も兌換請求しないときは、定理 2 で論じた交換プロセスが同じように進行し、交換が成立する。

> 経路 2 個人 3 が兌換請求 ( $Mc \rightarrow c$ ) によって所望財  $c$  を (兌換貨幣発行者から) 入手する。個人 3 は所望財を入手できるので交換プロセスから離脱するとともに  $Mc$  が不胎化され、経済から不換貨幣が消える。その結果、個人 1 は  $a > b$ , 個人 2 は  $(b) > c$ 。個人 1 と個人 2 の間で欲望の二重の一致が見られず、交換は成立しない。

> 経路 3 個人 3 が兌換請求 ( $Mc \rightarrow c$ ) したのち、個人 2 が逆の兌換請求 ( $Mc \leftarrow c$ ) を行う。

個人 2 の選好は  $(Mc) \geq c$  なので忌避財  $c$  を兌換貨幣発行者に持ち込み  $Mc$  を入手。これによって一度不胎化された  $Mc$  が市中に還流する。個人 1 は  $a > b$ , 個人 2 は  $(b) > (Mc) \geq c$ 。また、個人 1 の元来の選好は  $Mc > b$  なので、 $Mc$  を用いて個人 2 は所望財  $b$  を入手でき、交換が成立する。

以上のことから、 $Mc$  が兌換請求され不胎化されれば交換は成立しない。不胎化後の個人 2, 個人 3 の兌換行動は事前に予測できず、したがって誰も兌換請求しない経路 1 が実現するかどうかはわからない。証明終わり。

定理 3 からは次の二つの系が導かれる。

定理 3 の系 1：兌換貨幣の下で交換の成立が保証されるのは、兌換貨幣から本位財への兌換請求が全く行われないうちである。

定理 3 の系 2：ある個人の所望財である財を本位財としない兌換貨幣の下では交換の成立が保証される。

系 1 は経路 1 そのもの、系 2 は本位財への兌換を促す作用を持つ。また、本位財への兌換請求がなされず、本位財が誰の所望財でもないことは、こうした兌換貨幣が機能上、不換貨幣に異なることを含意する。

### 3 交換の非成立と徳政令の関係

上記のような準備の下で、徳政令の構造を考察しよう。先述のように徳政令は、財の交換それ自体を事後的に否定する前期の徳政令(永仁の徳政令)、債務破棄(借金の棒引き)が主たる目的となる後期の徳政令(土一揆に伴う徳政令)に類型化できる。また、後者については徳政令を回避する徳政担保条項を伴う貸借・売買契約が広まっていたことも特徴的である。本稿は後期徳政令に焦点を当てるが、債務破棄を理解するためには前期徳政令の性格も確認しておく必要がある<sup>4</sup>。

前期徳政令は購入契約のキャンセルであり、何らかの理由で事後的に所望財と忌避財が入れ替わる、もしくは財と貨幣の選好順序の事後的な変化、と考えることができる。このとき、個人はどのように行動するだろうか。不換貨幣を用いる 3 人 3 財経済で考えよう。

---

4 前期徳政令・後期徳政令は議論の整理のため本稿のみで用いる用語であり歴史学上の述語ではない。

各個人の当初の選好関係はこれまで通り  $(a) > M > b$ ,  $(b) > (M) > c$ ,  $(c) > (M) > a$  とする。個人1は  $M$  を用いて個人3から所望財  $a$  を得ることができ、個人3は  $(c) > M > (a)$  となる。ここで個人3の選好が変化し、手放した財  $a$  が事後的に所望財になったとしよう。すると個人3の新たな選好関係は、 $(a) > (c) > M$ ,  $(a) > M > (c)$ , のいずれかとなる。

いずれの場合でも、個人3は不換貨幣  $M$  を用いるが個人2は財  $a$  を所有せず、また、財  $a$  は個人1の所望財でもあるので買い戻すことはできない。残された手段は交換以前の状況を超越的な論理によって回復することのみである。これが交換のキャンセルであり、そこでは個人3の選好関係における財  $c$ 、不換貨幣  $M$  に対する財  $a$  の優位性が個人3の行動を決める主たる要因になる。つまり、財  $a$  について辞書式順序が成立するから前期徳政令に相当する。また徳政令以前からみられる“悔い返し”もまたこの論理の下にある<sup>5</sup>。よって、定理4を得る。

定理4（前期徳政令・悔い返し）：手放した財についての選好順序が事後的に辞書式順序となるときは（手放した財が事後的に所望財となるときには）、交換をキャンセルすることによってのみその財を入手する（悔い返す）ことができる。

定理4の証明：上述の通り。証明終わり。

ちなみに不換貨幣  $M$  について、 $(a) > (c) > M$  となる時、個人3は交換対価としての  $M$  の受け取りを拒否するから、同じように交換の解消を求めるだろう。これを定理4の系として述べておく。

5 一度売却した財産を売主が取り返すこと。万葉集の中に悔い返しを詠んだ歌があることを折口信夫が報告しているが、中世では武家法である御成敗式目20条や同26条に明記された。一方、公家法では認められなかったためしばしば訴訟騒ぎが起こり、その経緯は十六夜日記（阿仏尼）から知ることができる。

定理4の系：不換貨幣 $M$ が事後的に忌避財となる場合、交換のキャンセルが生じる。

債務破棄を主眼とする後期徳政令については一見不合理に見える次の定理と系を得ることができる。

定理5（後期徳政令・債務破棄）：

債務者が発行した債務証書の償還が否定されるときにのみ交換が成立する。

定理5の証明：

個人1は個人3に、将来、財 $b$ をもって支払うことを約定する債務証書 $D_b$ を手交するとしよう。つまり、 $(a) > D_b \geq b$ ,  $(b) > (D_b) > c$ ,  $(c) > (D_b) > a$ から $a > (D_b) \geq b$ ,  $(b) > (D_b) > c$ ,  $(c) > D_b > (a)$ となる。ただし $D_b \geq b$ 。ここで徳政令が発布されると、個人1は $D_b$ に対して財 $b$ での支払いを拒否することができるので、 $D_b \geq b$ が $D_b > b$ に変わる。よって、 $a > (D_b) > b$ ,  $(b) > (D_b) > c$ ,  $(c) > D_b > (a)$ となり、 $D_b$ 所有者はそれを個人1に持ち込んでも財 $b$ を得られない。個人3は所望財 $c$ を得るため $D_b$ を交換手段として用いて個人2から財 $c$ を得る。よって、 $a > (D_b) > b$ ,  $(b) > D_b > (c)$ ,  $c > (D_b) > (a)$ 。次に個人2が所望財 $b$ を得るには、 $D_b$ を交換手段として用いて個人1から財 $b$ を購入するしかない。 $D_b$ の不胎化を行う余地は徳政令によって閉ざされるからである。言い換えれば $D_b$ は債務証書としての意味を失い単なる交換媒体となる。この結果、 $a > D_b > (b)$ ,  $b > (D_b) > (c)$ ,  $c > (D_b) > (a)$ となり、定義により交換が成立する。証明終わり。

債務証書 $D_b$ は個人1と個人3の間だけで成り立つ(疑似的、ローカルな) $b$ 兌換券( $M_b$ )のような役割を演じている。この時、直接の債務者である

個人3は直接個人1に財 $b$ の引き渡しを求める権利を有する。実際にこの権利が行使されれば定理3の系1により交換の成立を妨げる。当初の取引が個人2、個人3から始まって同じことがあてはまるので、結局、だれも債務証書とそれを裏付ける財との交換(=債務履行)を望まないとき、交換が成立する。これは $D_b$ の不換貨幣化と事実上等しい<sup>6</sup>。

この定理の系として徳政担保条項について含意を得ることができるが、まず徳政担保条項を定義しておこう。

定義3(徳政担保条項)：売買・貸借契約において、徳政令が発布されても当該契約にその効力は及ばず取引は不可逆的であることを約定する特約を徳政担保条項と呼ぶ<sup>7</sup>。

定理5の系1：徳政担保条項は交換の成立に寄与しない。

徳政担保条項は交換の当事者(たとえば個人1と個人3)の間で合意され、他の個人には効力が及ばない点に注意しよう。つまり徳政担保条項は個人1と個人3の交換が確実に生じることだけを保証する。ところが、個人3が所望財 $c$ を入手するには個人2との交換が不可欠であり、その際に使える対価は $D_b$ だけである。 $D_b$ を受け取った個人2が個人1に財 $b$ を得るために債務履行を要求しても個人1は徳政令を根拠に拒否できる。よって $D_b$ を債務証書としてではなく交換媒体として機能させることなく個人2は所望財を入手できない。このことが事前に予測されれば個人2も個人3も $D_b$ を受け取ら

6 租税を納税者の債務、武家への俸禄を統治者の債務と考えれば、14世紀以降、諸税の金納化・武家に対する貫高制が急速に拡大したのも定理5に沿って解釈できるかもしれない。

7 「徳政と号して売地買地の沙汰ありといえども、この名田においては違乱いたすべからず」(東寺百合文書延慶三年十一月八日)。「公家武家よりいかようの新議御徳政い出来たりといえども、彼の処に於いては仏陀沽却の地となし、悔い返し儀、あるべからず」(尾張国妙興寺文書貞和式年九月十三日)。

ないだろう。

この事態を回避するには、すべての個人間、あるいはすべての財の組み合わせに関して徳政担保条項を具備させることが必要になる。これは強力な統治機構のもとでのみ可能なことであり、当時の室町幕府では望みえなかった。結果的にこの時代は統一的な幣制を欠く社会だったといつてよい。

この定理は直観に反するように見えるが、不換貨幣の効率性を考えれば理解可能である。当初の交換、つまり当初発行された債務証書とそれに対して提供された財、に参与した個人（個人1と個人3）の行動、とりわけ個人3の選好変化、に制約される状況が残る限り、その制約を逃れるには兌換されないことが保証されねばならず、それは債務証書の破棄と実質的に等しい。そして兌換されることなく交換を媒介できる  $D_b$  は事実上の不換貨幣であり、その計数単位が価値尺度の基準（＝基準通貨）になりうる。

ここから類推すれば、市場秩序を害するかに見える債務破棄は、他方において貨幣と財の一義的な繋がり切断することで、人々が意図せざる形で物品貨幣・兌換貨幣から不換貨幣への移行を促進した可能性がある<sup>8</sup>。

## 5 債務破棄と撰銭の同質性

後期徳政令同様、この時期に多く観察される撰銭（えりぜに）あるいはそれを規制した撰銭令もまた室町時代後期に特有の興味ある現象である。ほぼ同時代に経済活動にかかわる二つの異なる現象が観察されるとき、両者の間に何か有機的な関連を見出そうと試みることは自然であろう。最後にこの点

8 嘉吉元年（1441）九月十二日の幕府徳政令では土地・家屋・年季売の土地・借用証書・質券など広範囲にわたって無償で元の持ち主や借主への返還が明記されている。またこの徳政令は「不論尊卑」（身分の上下を問わない）とありあらゆる社会階層に適用された。

について触れておく。まず撰銭を定義する。

定義4（撰銭）：ある交換手段が用いられているとき、それに変わる他の交換手段の使用が行われるとき、これを撰銭と呼ぶ。

一般に、撰銭は様々な品質の複数の貨幣が併存するとき、特定の貨幣の利用を忌避する行為であり、また、それを禁じる撰銭令は、良質な貨幣の利用を促進することで市場の混乱を回避することを目的とするかに見える。ただ、実際の撰銭令の文言、撰銭令が発布された社会的背景、そして撰銭行為がもたらした帰結などを総合的に勘案すると、撰銭・撰銭令によって、精銭以外の貨幣の利用が進んだこと、それに伴い特定の種類の貨幣利用が広がり財の取引が活性化したこと、などが明らかになっている<sup>9</sup>。

実際の撰銭令では永楽通宝などの渡来銭と国内の私鑄銭（鏝銭）等を一定比率で組み合わせて用いるよう求めているが、私鑄銭の占める比率が7～8割と圧倒的に高かった。また、永楽通宝や宣徳通宝は皇朝十二銭よりも高品質であったにも関わらず、なじみが薄いために忌避された事実もあり、市中においては鏝線の利用が定着していく<sup>10</sup>。意図はどうあれ撰銭令は結果とし

9 日本銀行調査局（1972）など参照。永禄元年（1558）五月十一日付後北条氏印判状の例：「古銭之儀、自昔如相定、大かけ・大ひつき、打ひらめ、此□銭可撰捨、其外如何様候共、古銭ならハ可召仕事」とある（出回っている銭について、昔から決めてあったように、割れた銭、ヒビの入った銭、平たくなった銭は除いてよいが、それ以外はどんなものでも使うこと）。後半の追記：「古銭之地悪銭ハ、百文之内拾銭・廿銭は相交も不苦候……卅銭共も有之者、可為曲事候」（100文の内、地悪銭は20文まで混ぜて使ってもよい。30文混ぜてはならない）。永禄12年（1569）三月十六日付織田信長撰銭令の例：「ころ、宣徳、焼け銭、下々の古銭、以一倍用之。ゑみやう、大かけ、割れ、摩り、以五増売用之。うちひらめ、なんきん、以十増売用之。」（ころ（不詳）、宣徳通宝、焼けた銭、それ以外の銭はそのまま額面通り使うこと。ゑみやう、欠けた銭、割れた銭、摩耗した銭は支払いの2割まで。平たくなった銭、私鑄銭は1割まで混ぜてよい）。傍点筆者。

10 むろん、単純に供給量が少なかったという事情もある。中島（1992）によれば室

て鑑銭を兌換されない通貨として事実上の基準通貨化するものであったと評価できる<sup>11</sup>。

事実、撰銭令は室町時代末から安土桃山時代にかけて、とりわけ全国統一政権が視野に入りつつあった織豊時代に多く出されている<sup>12</sup>。政治的統一には経済圏の統一が不可欠だが、それには十分な貨幣の供給が求められる。それを実現する手っ取り早い方法は、形状にとらわれず1枚=1通貨単位となる貨幣の利用を確立することだった。言い換えれば市場において貨幣が選り好みされてはならない。つまり撰銭令は精銭を撰び出して使うのではなく、形状に拘わらず出回っている貨幣（その多くが鑑銭）の利用を促すためのある種の拡張的金融政策と考えることができる。従って、元来は低品質の銭を意味する鑑銭という言葉が、のちには最低額面の銭を表す言葉に転化したのは当然であった<sup>13</sup>。

興味深いことに撰銭、あるいは撰銭令が多く観察される時期が、債務破棄を主眼とする徳政令が頻発された時期、すなわち15世紀末葉から16世紀後半

---

町時代後期、永楽通宝は京都周辺で忌避される傾向が強かったのに対し、地方では一定の価値を持つものとして重宝された。故郷を出奔した日吉丸が母から貰った永楽通宝で大量の縫い針を仕入れ、駿河地方を行商して歩いた逸話もそれを物語る。

- 11 組成主義と呼ばれる（高木（2010））。川戸（2007）が述べるように、貢納分に悪銭が含まれる場合、領主は①改めて撰銭を行って悪銭を排除しそのまま廃棄、②欠損分の良銭での納入を改めて代官等に促す、③多少の損害を覚悟で一定額の良銭に換貨する、の3通りの対応を取り得たが組成主義に基づく②が最も多かった。
- 12 黒田（2003）は軍事行動に伴う徴発や不作・飢饉によるコメ市場の不安定化に対し、対価として利用可能な貨幣秩序を維持することでコメ流通の渋滞を回避することが主目的であったとしている。
- 13 服部（2007）は「通用させるべく私鑄されるから」私鑄銭は一定割合で必然的に発生するとする。ここでいう必然性が何を意味するかの明確な説明はない。服部は統治者が貨幣発行権を独占しようとする圧力に対する民間部門の事後的反応として説明するが、本稿は交換を円滑に行うために民間部門・市場の中から自律的に生じたと考えている。これは政策当局の貨幣対策はおしなべて「銭市場が求めていた内容とはかけ離れていた」との小早川（2010）の評価とも重なる。

(室町時代後期から織豊時代), とほぼ重なっている。それゆえ, 双方とも室町時代後期の社会経済を象徴する歴史的事実としてしばしば言及されるが, この時間的重複は偶然ではない。このことを以下の定理によって示す。

定理 6 (債務破棄と撰銭令の同質性) : 撰銭によって債務破棄を伴わずに交換を成立させることができる。

定理 6 の証明 :

$(a) > D_b \geq b$ ,  $(b) > (D_b) > c$ ,  $(c) > (D_b) > a$  から出発する。当初, 個人 1 は個人 3 に (定理 5 の証明過程と同様に)  $D_b$  を手渡し, 財  $a$  を得る。よって,  $a > (D_b) \geq b$ ,  $(b) > (D_b) > c$ ,  $(c) > D_b > (a)$ 。定理 5 ではここで個人 3 が  $D_b$  を使って個人 2 から財  $c$  を購入したが, ここで個人 2 が  $D_b$  の受取りを拒否しその代わりに財  $a$  での支払いを約定する  $D_a$  による支払いを求めたしよ (個人 2 による撰銭)。個人 3 がこれに応じるのは  $D_b$  よりも  $D_a$  での支払いが有利と感じるとき, すなわち  $D_b > D_a$  のときでありこの時に個人 3 は  $D_b$  を節約して財  $b$  を入手できることになる。この結果, 各人の状況は,  $a > (D_b) \geq b$ ,  $(b) > D_a > (D_b) > (c)$ ,  $c > D_b > (D_a) \geq (a)$ 。最後に個人 2 は  $D_a$  を用いて個人 1 から財  $b$  を購入して,  $a \geq D_a > (D_b) \geq (b)$ ,  $b > (D_a) > (D_b) > (c)$ ,  $c > D_b > (D_a) \geq (a)$ 。各人が所望財を入手しており交換が成立している。交換が成立しているから,  $D_a$ ,  $D_b$  とともに兌換される必要はなく不換貨幣化する。証明終わり。

上記の証明において, 個人 3 の選好順序が  $D_b > D_a$  となる点に注意しよう。そうでなかったら個人 3 は個人 2 の撰銭要求に応えない。つまり, 撰銭が交換を成立させるのは, 既存の銭 ( $D_b$ ) より選好されない銭 ( $D_a$ ) が対象となるときである。 $D_b$  を良銭・精銭,  $D_a$  を鏹銭と呼べば, 定理 6 は撰銭が悪銭利用を促進する作用を持つことを主張する。

ここに徳政令と撰銭の共通性を見出すことができる。徳政令はある貨幣に

よって行われた交換を事後的に否定し、その貨幣の機能を失わせる（定理5）。撰銭も特定の貨幣を市場から排除し、その貨幣の機能を失わせる（定理6）。ここで排除されるのは特定の財、特定の個人との一義的な関係を持つ兌換貨幣や債務証書である（定理3、定理9）。それに代わって市場で支配的になるのが不換貨幣である（定理2）。

徳政令も撰銭令も中世社会を特徴づける歴史的事象であるが、市場経済に関する事象として見れば、効率的な市場の仕組みを模索するという過程の一部として評価できる。具体的には財に制約されない不換貨幣の浸透と市場からの精銭の消滅、そして鏹銭の基準銭化であり、この流れは最終的に江戸幕府により寛永通宝という形で制度化された。

寛永通宝は幕末まで一貫して1枚＝一文であったという事実も、それが基準通貨であったことを示している。むろんその時々金銀銅相場は変動していたが、寛永通宝1枚＝一文という対応関係は堅持され、決して1枚＝0.8文のように割り引かれることはなかった。現代、1円硬貨は経済状況に拘わらず1枚＝1円であり続けるのと同じことだ。この意味で、17世紀初頭(1636年)初鑄の寛永通宝は、室町時代の徳政令⇒安土桃山時代の撰銭令をフロントランナーとし、兌換されない貨幣の拡大によって交換経済の促進が加速された長大な歴史的試みの一つの到達点と言えるだろう<sup>14</sup>。

## 6 結語

本稿は財に関する個人の選好順序という単独の規則のみに依拠しても、徳政令や撰銭令の機能を考察できる可能性があることを示した。その結果、市場経済が定着してゆくとき、財に制約されない交換媒体（不換貨幣）が、長

---

14 しばしば“江戸の銀遣い”と言われ秤量貨幣である銀が多用されていたとされるが、その場合でも60匁＝5000文＝寛永通宝5000枚のように表示され、寛永通宝が基準通貨であったことに変わりはない。

い歴史を通じて一貫して模索され続けてきたと論じた。選好順序はいつの時代にも存在する人間心理の一端であるなら、必ずしも史学上の時代区分に拘泥する必要はない。極論するなら、室町時代以降の数限りない歴史的出来事を考慮しなくても徳政令や撰銭令の意義を理解することは可能であり、就中、貨幣機能に関しては室町時代と現代の間に何ら本質的相違はないともいえる。鑿銭を多用することとデジタル通貨を多用することの間に本質的な違いがあるだろうか。デジタル通貨の普及を促す昨今の施策は、現代の撰銭令と呼べるのではないだろうか。

もとよりこれは財についての選好順序が意味を持つ事象についての限定的な主張であり、直ちに一般化できるものではない。しかし、人々の経済活動の中には、その時々歴史的・環境から独立の法則に支配されるものもあり、その一例が整合的な選好順序にもとづく貨幣形態の選択なのである。桜井（2017）は「交換価値に直接結びつかない使用価値という最後のプレミアをまといながら、やがて精銭は姿を消す。このような価値の生滅こそ、私が研究をはじめて以来、ひそかに惹きつけられてきた根源的なテーマであった」と述べた。本稿で論じた数世紀に渉る不換貨幣への移行（精銭の消滅）はこの問いかけに対する筆者なりの回答である<sup>15</sup>。

## 参考文献

- 稲吉明彦（2022）、「中世日本の鑄銭慣行」, 仏教大学リポジトリ,  
<https://archives.bukkyo-u.ac.jp/rp-contents/OS/0038/OS00380L067.pdf>  
伊藤俊一（2021）、『荘園—墾田永代私財法から応仁の乱まで』, 中公新書  
川戸貴史（2007）、「中近世移行期日本の社会経済構造と貨幣流通」, 一橋大学学位請求論文

---

15 貨幣の起源についての有力な議論はクナップに代表される貨幣国定説である。本稿では国家、統治機構を市場合理性の中から自然発生した貨幣が一定の形状に収束したのち、それを事後的に追認することで法制度の下での正当性を与える主体として考えている。欲望の二重の一致を回避する手段として貨幣を位置づける本稿の視座においては、貨幣の存在は統治機構の存在を必要とするものではなく、よって貨幣国定説には与しない。

- \_\_\_\_\_ (2014), 「新見荘における代納銭の普及過程」, 海老澤哀・高橋敏子編『中世荘園の環境・構造と地域社会』所収, 勉誠出版
- 黒田基樹 (2003), 「戦国大名の撰銭対策とその背景」, 『中近世移行期の大名権力と村落』所収, 校倉書房
- 小早川浩悟 (2010), 「15・16世紀日本と中国における通貨事情について」, 『人間社会環境研究』第19号
- 桜井英治 (2017), 『交換・権力・文化 一ひとつの日本中世社会論一』, みすず書房
- 高木久史 (2010), 『日本中世貨幣史論』, 校倉書房 (歴史科学叢書)
- 中島圭一 (1992), 「西と東の永楽銭」, 『中世の村と流通』所収, 吉川弘文館
- 中村吉治 (1959), 『徳政と土一揆』, 至文堂 (日本歴史新書)
- 日本銀行調査局 (1972), 『図録日本の貨幣第一巻 原始・古代・中世』, 東洋経済新報社
- 服部英雄 (2007), 「日本中世国家の貨幣発行権」, 九州大学学術情報リポジトリ,  
[https://catalog.lib.kyushu-ac.jp/opac\\_detail\\_md/?lang=0&amode=MD100000&bibid=17751](https://catalog.lib.kyushu-ac.jp/opac_detail_md/?lang=0&amode=MD100000&bibid=17751)
- 深浦厚之 (2022), 「中世徳政令から考える貨幣の機能」, 『経営と経済』第102巻第1-2号
- 古川顕 (2018), 「クナップの貨幣国定説」, 『経済論叢』2018, 192(1), 京都大学学術情報リポジトリ2018-02-25)
- 松園潤一郎 (2020), 「室町幕府の法概念に関する覚書」, 『一橋法学』第19巻第1号
- 脇田晴子 (1985), 『室町時代』, 中公新書